

就学に関する援助制度



◆就学援助費

河内長野市では、小学校・中学校の費用（学用品費・修学旅行費・給食費など）にお困りの保護者にその一部を援助しています。

なお、前年度受給された方でも、今年度も希望される場合は、新たに申請が必要です。

【援助を受けられる方】

(1) 現在、生活保護法による扶助を受けている方（申請の必要はありません。）

上記(1)に準ずる方で

(2) 前年度あるいは本年度に生活保護法による保護の停止又は廃止を受けた方

(3) 前年度あるいは本年度の市民税が非課税か均等割のみ課税の方

(※ただし、譲渡所得等の損益通算による非課税及び均等割りのみ課税の方は除きます。)

(4) その他特別な事情（災害、死亡、長期入院など）で、援助を必要とされる方。

【援助を受けられる費目】

※現在、生活保護を受けられている方は修学旅行費のみが対象です

① 学用品費・通学用品費・校外活動費・通学費

② 新入学生用品費

③ 修学旅行費

④ 学校給食費（無料となります）

⑤ 医療費・・・トラコーマ・結膜炎・アデノイド・はくせん・かいせん・中耳炎・のうかしん・寄生虫病・慢性副鼻腔炎、虫歯（保健適用範囲）の治療費

※PTA会費、日本スポーツ振興センター掛金も、無料となります。

【申し込み方法について】

申込には、学校へ申請する方法と教育委員会へ直接申請する方法があります。（教育委員会への申請は、世帯全員の市民税が非課税か均等割のみの方に限ります。教育委員会へ申請する場合は、直接、保護者が市役所へ行き、申請して下さい。）

代理申請及び郵送による申請は認められません。直接、保護者が申請してください。

【申請期間】

○例年5月31日（土日・祝祭日を除く）までに申請した場合、認定されれば、4月1日からの援助費が支給されます。（毎年4月に再度、案内文配布させていただきます）

★この期間以外の年度途中でも申請できます。ご家庭の経済状況の急変等により、援助の申請をされる場合は、学校へ、申し出てください。（その際、援助を受けられるのは、申請した日以降の費用になります。）

★現在、生活保護法の適用により教育扶助を受けている方は、申請できません。

【申請用紙】

学校に用意していますので、申し出てください。

【支給について】

年3回（7月中旬、12月中旬、3月下旬）に分け、支給予定です。基本的に、保護者名義の銀行預金口座に振り込まれます。

ただし、未納金がある場合、就学援助費で相殺させていただいています。

◆支援教育就学奨励費

河内長野市では、小学校及び中学がい害の程度に該当する児童の保護者の経済的負担を軽減し、支援教育の振興を図るため、就学のために必要な経費についてその一部を補助しています。案内文を毎年1学期に配布していますので、申請される方は学校まで申し出て下さい。

